

農業・畜産業における 労働安全衛生関係法令のポイント

～ 安心して働ける職場環境を作ろう～

農業・畜産業に従事する方々に
向けた労働安全衛生関係法令の
ポイントを説明します！



ひと、暮らし、
みらいのために

釧路労働基準監督署

〒085-8510 釧路市柏木町2-12

TEL (0154) 45-7836 (安全衛生)

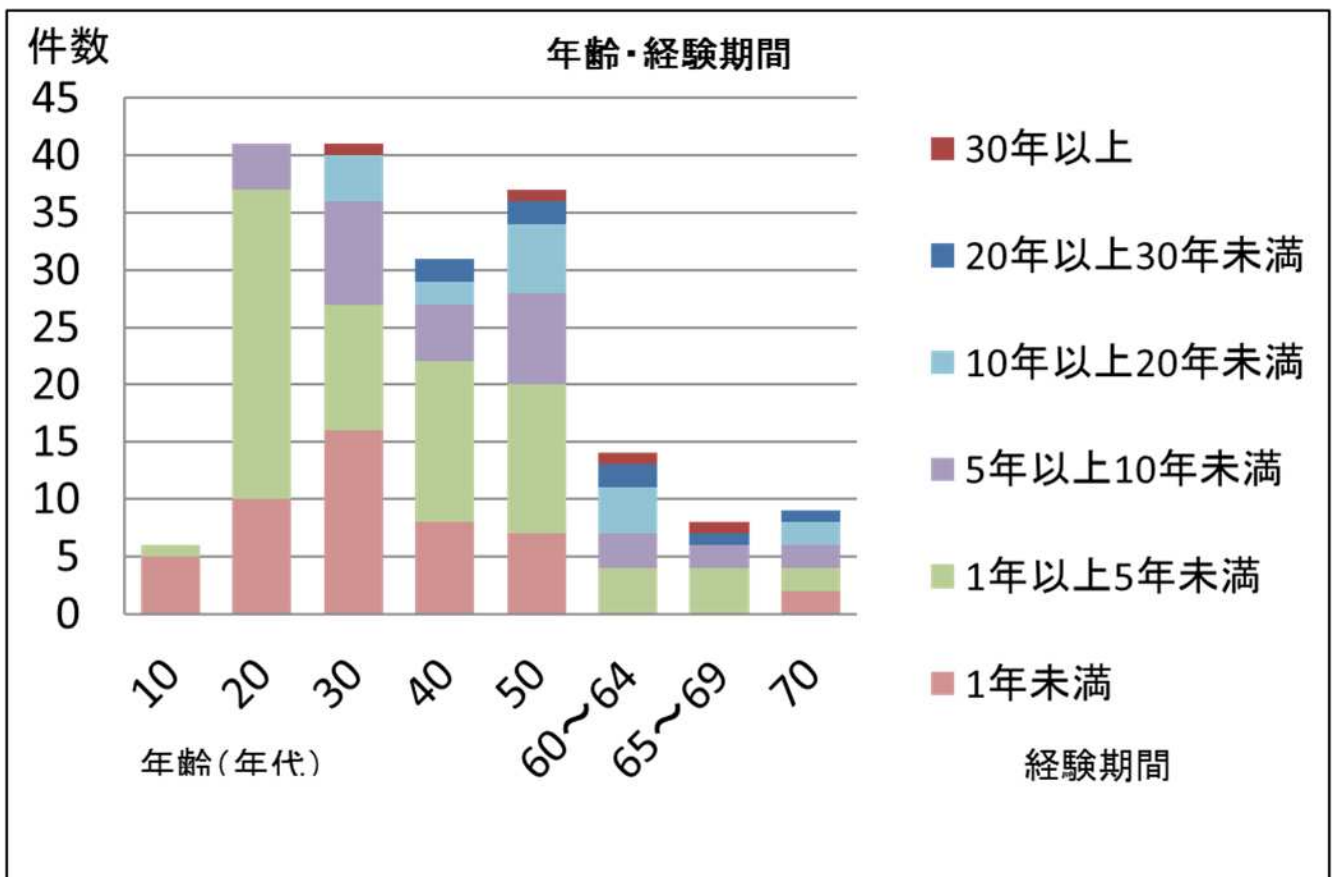
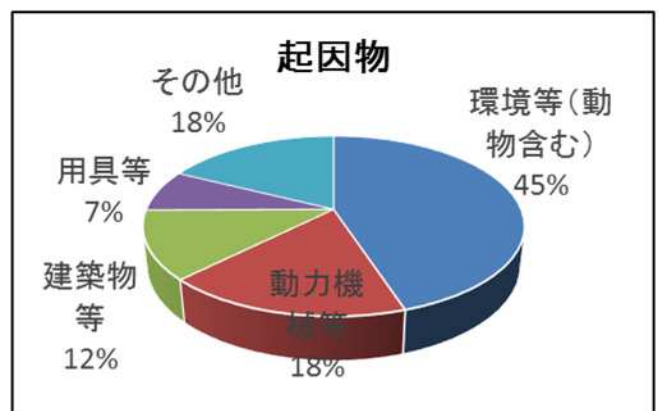
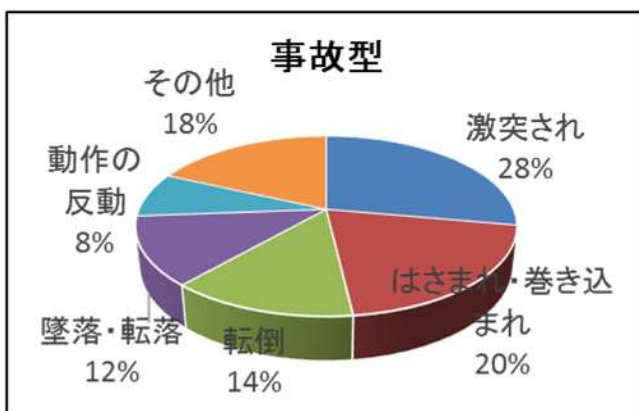
FAX (0154) 41-3250

労働災害発生状況(1)

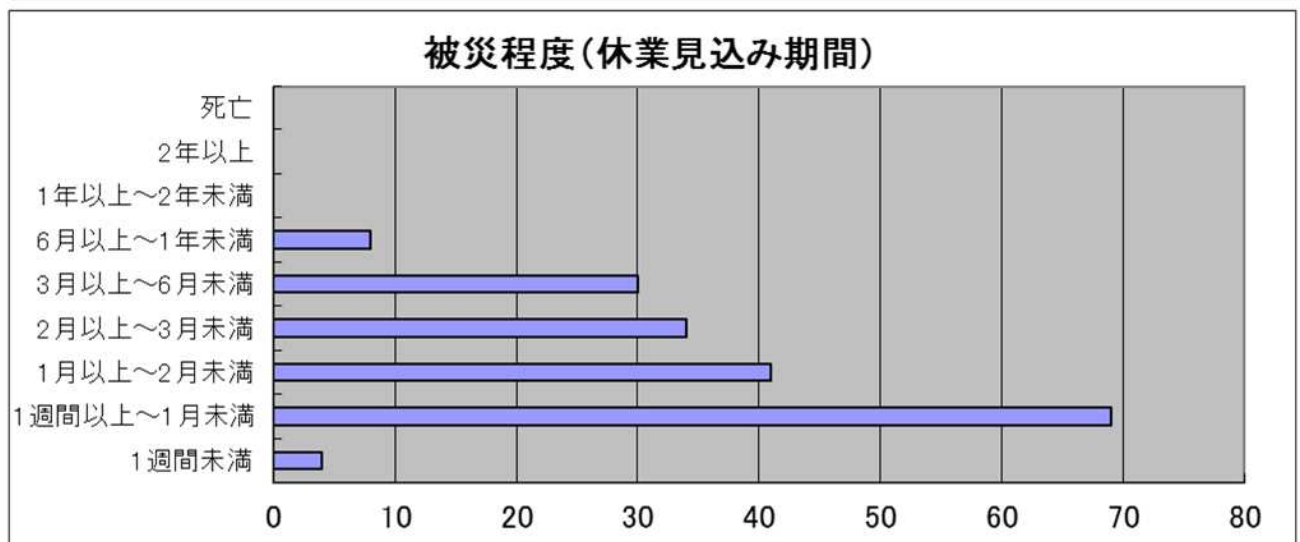
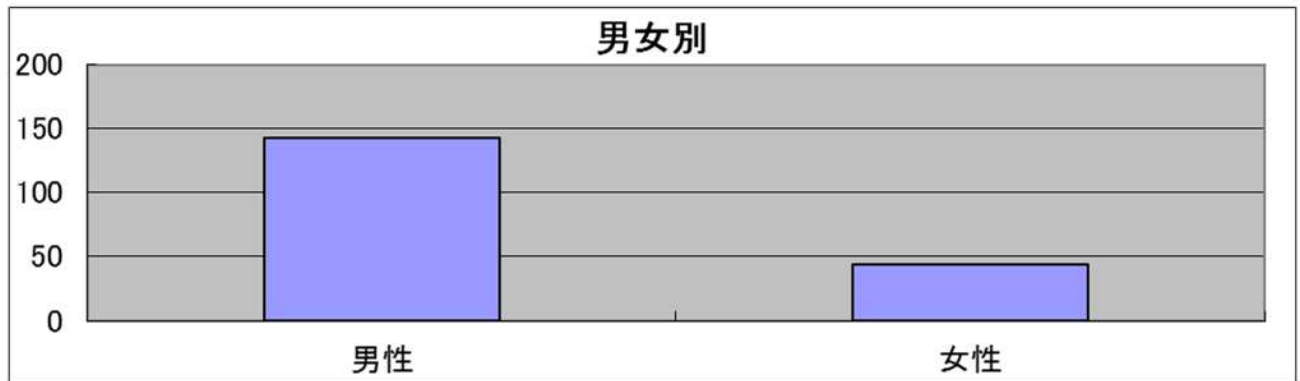
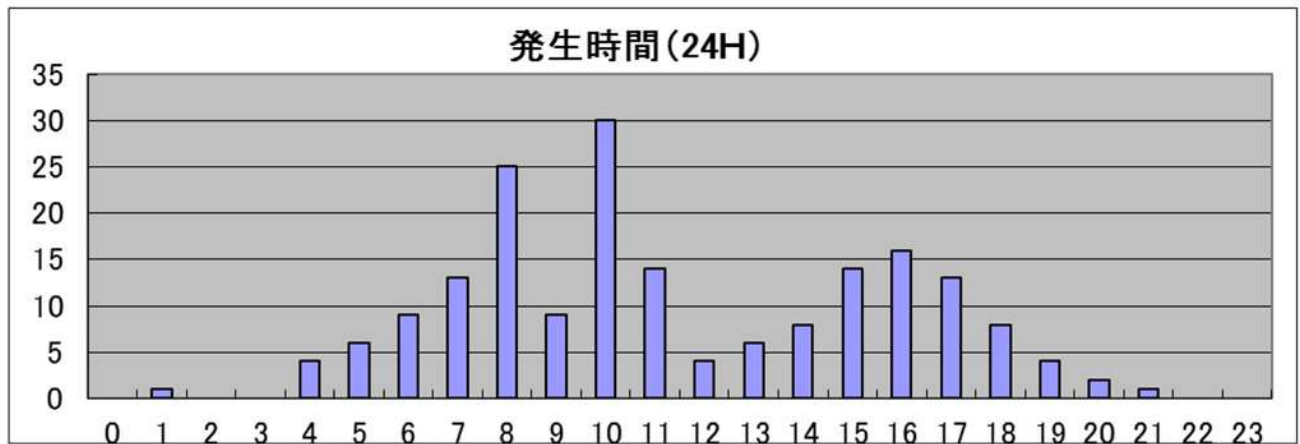
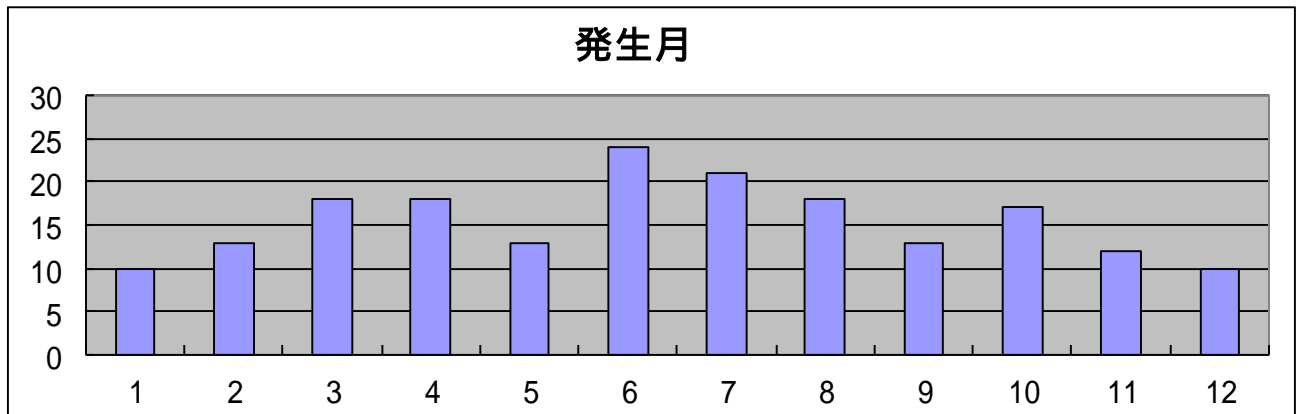
【ここをチェック】

牛等に激突された等、動物を起因とした災害が最も多く、その他、機械へのはさまれ・巻き込まれ災害、作業面での転倒、重機関係の災害も発生しています。

また、経験期間の短い労働者の被災（経験期間5年未満で全体の7割弱）が目立つのも特徴です。



労働災害発生状況(2)



機械のはさまれ・巻き込まれ

【ここをチェック】

1. 原動機、回転軸、歯車、プリーベルト等、はさまれたり巻き込まれたりして、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けてください。

労働安全衛生規則第101条

2. 覆い、囲い、安全装置等を適切に保持するために点検整備を定期的に行ってください。

労働安全衛生規則
第28条

3. 機械の調整や異物などを取り除くときは、必ず機械を止めてから行うことを徹底してください。
なお、機械を止めた場合は、「機械調整中」等の表示板を取り付ける等して他の労働者が間違っても機械を動かさないような措置を講じてください。

労働安全衛生規則第107条



重機の安全使用

【ここをチェック】

トラクター・ショベル等の車両系建設機械等を運転する場合は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。

労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条



チェックしよう!



無資格運転
禁止!

1. 事業主等を含み、車両系建設機械等の運転が必要な場合は、適正な資格（次ページ参照）を取得しましょう。
2. 車両系建設機械等については、道路交通法上の免許（大型特殊自動車免許等）だけでは作業できません。
3. フォークやバケット上に作業者を乗せる、ショベルの爪にロープを引掛けて荷を吊る等、主たる用途以外で重機を使用することは法令違反となります。

正しい運転知識がないまま作業をすると、大きな災害に繋がります。

不幸な労働災害を無くすため、技能講習等を必ず受けましょう!

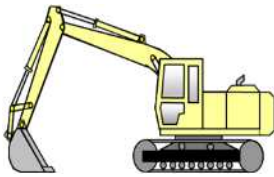




適正な資格とは



車両系建設機械(例)



資格要件

機体重量

3 t 以上・・・**技能講習修了者**

労働安全衛生法施行令第20条

3 t 未満・・・**特別教育修了者**

労働安全衛生規則第36条

車両系荷役運搬機械(例)



資格要件

最大荷重(最大積載量)

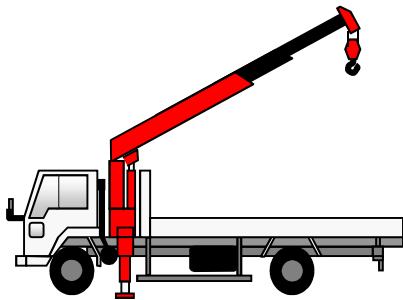
1 t 以上・・・**技能講習修了者**

労働安全衛生法施行令第20条

1 t 未満・・・**特別教育修了者**

労働安全衛生規則第36条

移動式クレーン(例)



資格要件

つり上げ荷重

5 t 以上・・・**免許** (移動式クレーン運転士)

労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1 t 以上 5 t 未満・・・**技能講習修了者**

労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1 t 未満・・・**特別教育修了者**

労働安全衛生規則第36条・クレーン則第67条

重機の点検

【ここをチェック】

車両系建設機械や車両系荷役運搬機械は、年次点検の他、月例点検、作業開始前点検を実施してください。

なお、**車両系建設機械**と**フォークリフト**の年次点検は**特定自主検査**といい、資格のある検査者または登録検査業者のみ検査が実施できることとなっています。

車検を受けているだけでは自主検査にはならないことに留意してください。

| 対象機械の例 | 関係条文 | 年次 | 月例 | 作業開始前 |
|---|--------------------|--------|----|-------|
| 車両系建設機械 (ドラグショベル、ブルドーザー、トラクターショベルなど) | 安衛則 第167条～第170条 | 特定自主検査 | | |
| フォークリフト | 安衛則 第151条の21～25 | 特定自主検査 | | |
| ショベルローダー フォークローダー | 安衛則 第151条の31～34 | | | |
| 移動式クレーン | クレーン則 第76条～79条 | | | |



特定自主検査の実施後は、車体に検査済みステッカーを貼りましょう！



安全衛生教育

安全衛生教育について

農・畜産業の現場では、農業機械や薬品の使用など、危険が伴う作業が多くあります。

労働者を雇った場合や作業内容を変更した場合は、その業務に関する安全衛生教育を行ってください。

教育すべき内容は以下のとおりです。

労働安全衛生規則第35条

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. そのほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項



業務に対する知識不足のために起きている災害が多くあります。
安全衛生教育は労働災害防止の基本ですので、必ず実施してください！

外国人労働者向け教材

外国人向け安全衛生教育教材

外国人の方にも理解しやすいよう、マンガ、動画等の視聴覚教材を公開しています。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例）安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）



最大14言語に対応！
外国人技能実習生等の安全衛生教育
に是非ご活用ください！

保護具の着用

保護具の重要性について

保護帽（ヘルメット）、手袋、安全靴、墜落制止用器具（安全帯）、防じん・防毒マスク等の保護具については、大切な命を守る、怪我や疾病の程度を軽減するという観点から非常に重要です。



作業の種類に応じて、適切な保護具を着用しましょう！



KY (危険予知) 活動

作業の前に・・・KYの実施を!

KYとは?

職場に含む**危険 (Kiken)** について、実際に作業現場を見ながら集団で話し合い、災害防止を事前に**予知 (Yochi)** する活動です。

KYの進め方

作業の危険性について集団で意見を出しあう。
出揃った意見について、2つから3つに絞る。
リーダーがメンバーそれぞれに自分ならどう行動するか (危険性への対策) を聞く。
の意見を参考に当日作業の目標を立てる。

KYの意義

1. 安全を確認するための手法
2. 危険情報を潜在意識に叩き込む
3. 危険のポイントを顕在化



災害防止のために職場の人たちがホンネで話し合うことは非常に重要です！
明るく前向きに取り組んでください！

健康診断

【健康診断を受診しましょう】

事業者は、常時使用する労働者について、1年以内に1回、**定期健康診断**を行ってください。

労働安全衛生規則第43条～44条

健康診断の早見表

| 契約形態 | 正社員 | パートタイム労働者 | | | | | | |
|------------------------------------|--|---|----------------|-------|--|----------------|-------|--|
| | | ○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合を含む) | | | ○契約期間が6月以上1年未満の有期契約(契約更新により6月以上となる場合を含む) | | | |
| 週所定労働時間(対正社員) | 1 | 3/4以上 | 1/2以上 3/4未満 | 1/2未満 | 3/4以上 | 1/2以上 3/4未満 | 1/2未満 | |
| 雇入時の健康診断 | | | | | | | | |
| 定期健康診断(1年以内に1回) | | | | | △ | | | |
| 特定業務※1への配置換え時に行う健康診断 | ◎ | ◎ | ○ | △ | ◎ | ○ | △ | |
| 特定業務従事者の定期健康診断(6月以内に1回) | | | | | | | | |
| 健康特殊 入社時、有害業務※2への配置換え時に行う特殊健康診断 | 特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。 | | | | | | | |
| 定期の特殊健康診断(6月以内に1回) | | | | | | | | |

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等)

※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務

(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等)

健康的に働くためにも、毎年、健康診断を受診しましょう！



衛生設備・熱中症

【洗身設備・便所を用意しましょう】

作業等で身体、被服等が著しく汚れる場合は、洗眼、洗身の設備や更衣室等を設けてください。

また、便所については、男性用と女性用を区別し、手洗い設備等も備え付けてください。

労働安全衛生規則第625条、628条

【熱中症に注意しましょう】

熱中症については以下の事項に注意してください。

- ・ **暑さを避ける**：帽子や通気性の良い衣服の着用
- ・ **こまめな水分補給**：水分以外にも塩分も補給が必要
- ・ **熱への順化**：体が熱・暑さに慣れるには1週間程度必要

熱中症が疑われる人を見かけたら・・・

涼しい場所へ移動させる（エアコンの効いている室内、日陰）

体を冷やす（衣服をゆるめ、首、脇、足の付け根等を中心に）

水分補給（水分以外にも塩分が重要）

参考 熱中症の症状と分類

| 分類 | 度 | 度 | 度 |
|-----|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 症状 | めまい、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量 の発汗 | 頭痛・気分の不快・ 吐き気・嘔吐・倦怠 感・虚脱感 | 意識障害・けいれ ん・手足の運動障 害・高体温 |
| 重症度 | 小 | 大 | |



自力で水が飲めない、意識障害がある
場合等は、ためらわずに救急車を！

その他

【労働災害が発生したら・・・】

事業者は、労働災害が発生し、労働者が死亡または休業したときは、遅滞なく、「**労働者死傷病報告**」を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。技能実習生、派遣労働者が被災した場合も同様です。

労働安全衛生規則第97条

労働者死傷病報告(休業4日以上・見本)

労働者死傷病報告

様式第23号(昭和46年度) (表紙)

| | | | | |
|-------|-------|--------|---------|--------|
| 81001 | 報告書番号 | 報告書提出日 | 報告書提出場所 | 報告書提出者 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
| 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
| 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |
| 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
| 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |
| 61 | 62 | 63 | 64 | 65 |
| 66 | 67 | 68 | 69 | 70 |
| 71 | 72 | 73 | 74 | 75 |
| 76 | 77 | 78 | 79 | 80 |
| 81 | 82 | 83 | 84 | 85 |
| 86 | 87 | 88 | 89 | 90 |
| 91 | 92 | 93 | 94 | 95 |
| 96 | 97 | 98 | 99 | 100 |

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印



故意に報告を行わない場合は処罰の対象となります。

労働安全衛生法に定めた各種法定様式は、厚生労働省のホームページでダウンロードすることができます。

安全衛生関係主要様式

検索

クリック

ひと、くらし、
みらいのために



厚生労働省

ご不明な点等がございましたら、
下記連絡先までお気軽にお問合せ
ください！
みなさま、ご安全に！



このパンフレットに関するお問い合わせは

釧路労働基準監督署

TEL (0154)45-7836 まで

令和3年9月作成